京都市告示第323号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指 定しましたので、告示します。

平成21年11月19日

京都市長 門 川 大 作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
藤田邸	京都市上京区和泉通中立売上る糸屋町203番地
佐々木邸	京都市上京区千本通五辻上る末広町33番地34番地35番地及 び38番地
	京都市下京区御幸町通仏光寺下る橘町441番地
鳥彌三	京都市下京区西石垣通四条下る斎藤町136番地,137番地,1 40番地20及び140番地31
松本酒造	京都市伏見区横大路三栖大黒町2番地,4番地2,5番地2及び7 番地1

(都市計画局都市景観部景観政策課)